

特定個人情報等取扱い特記事項

第1条（秘密保持義務）

1. 乙は、甲から開示された特定個人情報等の秘密を保持し、この契約を履行する目的のために知る必要のある自己の役員、常用雇用労働者（以下「従業員」という）以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、乙は、特定個人情報等の開示のために甲から受領した資料（紙媒体、電子媒体、電子メール等ネットワークを介して受信した特定個人情報等を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に関覧等させないものとします。なお、本項の義務は、この契約の終了にかかわらず存続するものとします。
2. 前項にかかわらず、以下の各号の場合は、乙は、甲の特定個人情報等および秘密資料を第三者に開示、提供できるものとします。
 - （1）第4条の定めに従い、乙が、特定個人情報等の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合
 - （2）法令により開示を強制されたときに、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求のうえで、開示、提供する場合
3. 乙は、必要な範囲で秘密資料を複製できるものとします。

第2条（事業所内からの特定個人情報の持出し禁止）

乙は甲に委託された業務に伴う個人番号関係事務にかかる特定個人情報等について甲の事前の承諾なく、乙の事業所内から特定個人情報等の持出しをしないものとします。

第3条（特定個人情報の目的外利用の禁止）

乙は甲に委託された業務に伴う個人番号関係事務にかかる特定個人情報等について目的外に利用しないものとします。

第4条（再委託における条件）

乙は、特定個人情報等の取扱いの全部または一部を第三者に再委託することを希望する場合には、この契約の定めにかかわらず、甲に対し乙所定の書面により申請し、甲の承諾を得るものとします。この場合、乙は、本特記事項に定める対応を当該第三者に課すものとします。なお、甲の承諾が得られない場合、乙は特定個人情報等の取扱いができない場合があることを、甲は了承するものとします。

第5条（漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任）

乙は甲から委託された業務について情報の漏えい事案等が発生した場合は、直ちに甲に報告するとともに、更なる漏えいが発生しないよう迅速かつ適切に対応するものとします。

第6条（委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄）

1. 乙は甲から委託された業務の契約期間が終了した場合、もしくは甲の求めがあるときにはいつでも、甲の指示に従い、速やかに特定個人情報を甲に返却または廃棄し、返却または廃棄したことを甲に報告するものとします。
2. 乙は、前項の返却または廃棄について記録に残さなければならないものとします。

第7条（従業員に対する監督・教育義務）

乙は、甲の特定個人情報等を知ることとなる自己の役員、従業員に、本覚書の内容を遵守させるものとします。

第8条（契約内容の遵守状況について報告義務）

乙は、甲から要求があった場合には、特定個人情報等に関する契約内容の遵守状況について、乙所定の書面により速やかに報告するものとします。

第9条（特定個人情報を取扱う従業員）

乙は、甲から要求があった場合には、特定個人情報等を取扱う役員および従業員につき、速やかに報告するものとします。

第10条（実地の調査）

甲は乙に対して、定期的にこの契約及び本特記事項に記載された情報管理の体制や方法等の事項について遵守されているか必要に応じて実地調査を行うことができる。乙は特段の事情のない限り、これを拒むことはできないものとします。

以 上